

○泉佐野市附属機関条例

平成12年12月25日

泉佐野市条例第34号

(設置)

第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、別表のとおり附属機関を設置する。

(報酬及び費用弁償)

第2条 附属機関の委員の報酬及び費用弁償は、別に条例で定める。

(委任)

第3条 附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該執行機関が定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 次に掲げる従前の附属機関は、この条例の規定に基づく附属機関となり、同一性をもって存続するものとする。

- (1) 泉佐野市原子力問題対策協議会
- (2) 泉佐野市総合計画策定審議会
- (3) 泉佐野市情報公開審査会
- (4) 泉佐野市個人情報保護審査会
- (5) 泉佐野市特別職報酬等審議会
- (6) 泉佐野市非常勤職員公務災害補償等認定委員会
- (7) 泉佐野市非常勤職員公務災害補償等審査会
- (8) 泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会
- (9) 泉佐野市環境衛生審議会
- (10) 泉佐野市住居表示審議委員会
- (11) 泉佐野市介護保険運営協議会
- (12) 泉佐野市地区計画審査会
- (13) 泉佐野市都市景観審議会
- (14) 泉佐野市立学校通学区審議会

- (15) 泉佐野市立生涯学習センター運営審議会
- (16) 泉佐野市文化財保護審議会
- (17) 泉佐野市社会体育施設運営審議会

2 この条例の施行の際現に前項に掲げる従前の附属機関の委員である者は、この条例の規定に基づく附属機関の委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、従前の附属機関の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 次に掲げる従前の附属機関の委員である者の任期は、この条例の施行の日の前日に満了する。

- (1) 泉佐野市社会福祉審議会
- (2) 泉佐野市営住宅問題審議会
- (3) 泉佐野市立歴史館いずみさの運営協議会  
(泉佐野市特別職報酬等審議会条例等の廃止)

第14条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 泉佐野市特別職報酬等審議会条例（昭和39年泉佐野市条例第44号）
- (2) 泉佐野市住居表示審議委員会条例（昭和40年泉佐野市条例第8号）
- (3) 泉佐野市総合計画策定審議会条例（昭和43年泉佐野市条例第4号）
- (4) 泉佐野市原子力問題対策協議会条例（昭和47年泉佐野市条例第2号）
- (5) 泉佐野市社会福祉審議会条例（昭和48年泉佐野市条例第21号）
- (6) 泉佐野市環境衛生審議会条例（昭和51年泉佐野市条例第8号）
- (7) 泉佐野市営住宅問題審議会条例（昭和53年泉佐野市条例第12号）
- (8) 泉佐野市立学校通学区審議会条例（昭和57年泉佐野市条例第24号）
- (9) 泉佐野市社会体育施設運営審議会条例（平成11年泉佐野市条例第9号）

附 則（平成13年3月31日泉佐野市条例第1号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日泉佐野市条例第6号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年12月25日泉佐野市条例第44号）

この条例中別表アの改正規定は公布の日から、別表イの改正規定は平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月29日泉佐野市条例第2号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月29日泉佐野市条例第28号）抄  
（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第12条第2項及び次項の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月29日泉佐野市条例第3号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月21日泉佐野市条例第35号）  
（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。
- 3 前項の場合においては、第3条の規定による改正前の泉佐野市宅地造成事業の設置等についての条例第5条の規定、第4条の規定による改正前の特別職の職員で常勤のものとの給与についての条例第1条第3号及び別表収入役の項の規定、第6条の規定による改正前の特別職の職員で常勤のものとの退職手当についての条例第1条及び第3条第1項第3号の規定、第7条の規定による改正前の泉佐野市附属機関条例別表アの6の項の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成20年8月22日泉佐野市条例第23号）

この条例は、平成20年9月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日泉佐野市条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年9月30日泉佐野市条例第24号）

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成23年3月18日泉佐野市条例第3号）抄  
（施行期日）

- 第1条 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月27日泉佐野市条例第2号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月28日泉佐野市条例第27号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成26年12月19日泉佐野市条例第18号）

この条例は、平成27年1月1日から施行する。ただし、別表アの表20の項の改正規定は、同年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月23日泉佐野市条例第1号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月30日泉佐野市条例第24号）抄  
(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日泉佐野市条例第3号）抄  
(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月27日泉佐野市条例第2号）抄  
(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年9月29日泉佐野市条例第24号）抄  
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年9月27日泉佐野市条例第30号）抄  
(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和元年6月28日泉佐野市条例第5号）抄  
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年12月24日泉佐野市条例第25号）抄  
(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年1月15日から施行する。

附 則（令和2年3月26日泉佐野市条例第1号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中泉佐野市附属機関条例別表アの表20の項の改正規定 令和3年4月1日

(2) 略

(3) 第1条中泉佐野市附属機関条例別表アの表12の項の改正規定 令和4年7月1日

附 則（令和3年6月28日泉佐野市条例第8号）

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和3年9月30日泉佐野市条例第17号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年12月26日泉佐野市条例第30号）抄

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（泉佐野市情報公開審査会の廃止に伴う経過措置）

第4条 この条例の施行の際現に前条の規定による廃止前の泉佐野市情報公開審査会（以下この条において「旧審査会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、第4条第1項の規定による任命をされたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、旧審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

別表（第1条関係）

ア 市長の附属機関

	名称	担当事務	委員定数
1	泉佐野市原子力問題対策協議会	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）又は放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）の適用を受ける施設（熊取町設置）の平和利用と安全の確保を図るために必要な事項の調査審議に関する事務	20人
2	泉佐野市総合計画策定審議会	総合計画についての重要事項の調査審議に関する事務	20人
3	泉佐野市行財政改革推進委員会	行財政改革の推進について必要な事項の調査審議に関する事務	20人
4	泉佐野市特別職報酬等審議会	議会の議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額についての調査審議に関する事務	7人
5	泉佐野市非常勤職	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等について	5人

	員公務災害補償等認定委員会	ての条例（昭和42年泉佐野市条例第34号）第3条第3項に規定する公務又は通勤により生じた災害の認定に係る意見の答申に関する事務	
6	泉佐野市非常勤職員公務災害補償等審査会	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等についての条例第18条第2項に規定する審査請求の審査等に関する事務	3人
7	泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会	部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすための重要事項の調査審議に関する事務	20人
8	泉佐野市環境衛生審議会	環境衛生についての重要事項の調査審議に関する事務	10人
9	泉佐野市住居表示審議会	住居表示についての重要事項の調査審議に関する事務	20人
10	泉佐野市介護保険運営協議会	介護保険事業の運営についての重要事項の調査審議に関する事務	15人
11	泉佐野市予防接種健康被害調査委員会	予防接種による健康被害についての事項の調査審議に関する事務	7人
12	泉佐野市保健対策推進協議会	市民の健康づくりの方策その他地域保健についての事項の調査審議に関する事務	20人
13	泉佐野市地区計画審査会	泉佐野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成12年泉佐野市条例第17号）第13条第2項の同意を求められた事項の調査審議に関する事務	7人
14	泉佐野市都市景観審議会	都市景観の形成について必要な事項の調査審議に関する事務	15人
15	泉佐野市立市民交流センター運営審議会	市民交流センターの運営についての重要事項の調査審議に関する事務	10人
16	泉佐野市地域福祉推進審議会	地域福祉の推進に関する施策についての重要事項の調査審議に関する事務	15人
17	泉佐野市退職手当	職員の退職手当についての条例（昭和42年泉佐野市条例	5人

	審査会	第18号) 第14条の7第1項に規定する退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に関する事務	
18	泉佐野市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議	まち・ひと・しごと創生についての重要事項の調査審議に関する事務	20人
19	泉佐野市男女共同参画審議会	男女共同参画の推進についての重要事項の調査審議に関する事務	10人
20	泉佐野市総合福祉審議会	地域共生社会の実現に向けて、包括的、横断的な福祉施策についての重要事項の調査審議に関する事務	15人
21	泉佐野市空港連絡橋利用税検討委員会	泉佐野市空港連絡橋利用税についての必要な事項の調査審議に関する事務	4人

イ 教育委員会の附属機関

	名称	担当事務	委員定数
1	泉佐野市教育問題審議会	教育行政における諸問題についての重要事項の調査審議に関する事務	12人
2	泉佐野市立学校教科用図書選定審議会	市立小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択についての事項の調査審議に関する事務	15人
3	泉佐野市日根荘の里大木地区景観計画審議会	泉佐野市日根荘の里大木地区景観計画について必要な事項の調査審議に関する事務	10人
4	泉佐野市史跡日根荘遺跡保存整備委員会	泉佐野市史跡日根荘遺跡の保存、整備及び活用についての必要な事項の調査審議に関する事務	8人
5	泉佐野市道德教育振興会議	道德教育の振興について必要な事項の調査審議に関する事務	10人
6	泉佐野市文化財保存活用地域計画策定協議会	泉佐野市文化財保存活用地域計画の策定に関する事項についての調査審議に関する事務	20人

7	泉佐野市文化財保存活用計画策定協議会	泉佐野市文化財保存活用計画の策定並びに歴史的建築物の歴史的価値の評価並びに保存及び活用に関する事項についての調査審議に関する事務	10人
---	--------------------	--	-----